

陸軍勤労顯功章令施行規則中改正の件公布

陸軍勤労顯功章令施行規則中改正の件は、昭和十八年七月二十日付官報を以て左の如く公布せられた。

陸軍勤労顯功章令施行規則中改正

ノ件（昭和十八年七月二十九號）

第一條中「勤労顯功章令第一條第一項」ヲ「勤労顯功章令（以下「ト稱ス）第一條」ニ改ム。

第一條ノ二 勤労顯功章タル徽章ヲ授與セラルベキ者ニハ表彰狀及副賞トシテ賞金ヲ付與ス

表彰狀ノ様式ハ第一號ニ據ルモノトス

第二條、第五條及第七條中「勤労顯功章」ヲ「勤労顯功章タル徽章」ニ、第十條中「勤労章」ヲ「勤労章タル徽章」ニ改ム

第八條中「雇員、傭人及工員ニシテ其ノ職務ニ精勵シ勤勞報國ノ實ヲ舉ゲタルモノ」ヲ「雇員、傭人及工員又ハ其ノ團體ニシテ平素其ノ職務ニ精勵シ勤勞報國ノ實ヲ舉ゲ他ノ模範ト爲スニ足ル仍テ茲ニ勤労顯功章タルモノニモ之ヲ授與シテ之ヲ表彰ス

前項ノ規定ニ依ルノ外勤労章ハ勤勞者又ハ其ノ團體ニシテ危難ヲ顧ミズ其ノ職責ヲ盡シ其ノ行爲他ノ模範ト爲スニ足ル仍テ茲ニ勤労顯功章タルモノニモ之ヲ授與シテ之ヲ表彰ス

第九條 勤労章ハ徽章及賞狀ノ二種トシ之ヲ受クベキ者勤労者ナルトキハ之ニ對シ徽章ヲ、團體ナルトキハ之ニ對シ賞狀ヲ授與スルモノトス

前項ニ規定スル徽章ノ形狀及制式附圖ノ如シ賞狀ノ

第十一條 第一條ノ二乃至第五條及第七條ノ規定ハ勤勞章ニ之ヲ準用ス但シ第四條及第一號ノ表形状ノ様式中陸軍大臣トアルハ所屬部隊長トシ勤労顯功章トアルハ勤労章トス

第十二條 刪除
（附圖）中勤労章ノ形狀表面ノ前ニ「徽章ノ形狀」ヲ加ヘ

様式第一號（日本標準規格 A-297 × 420）

甲號（令第一條第一項ノ規定ニ依ルモノ）

勤労賞狀	部隊長位階	團體名
右ハ平素其ノ職務ニ精勵シ勤勞報國ノ實ヲ舉ゲ他ノ模範ト爲スニ足ル仍テ茲ニ勤労顯功章ヲ授與シテ之ヲ表彰ス	年 月 日	年 月 日
表 彰 狀	陸軍大臣位階	團體名
右ハ自己ノ危難ヲ顧ミズ其ノ職責ヲ盡シ其ノ行爲他ノ模範ト爲スニ足ル仍テ茲ニ勤労顯功章ヲ授與シテ之ヲ表彰ス	年 月 日	年 月 日

乙號（第八條第三項ノ規定ニ依ルモノ）

勤労賞狀	部隊長位階	團體名
右ハ危難ヲ顧ミズ協心戮力其ノ職責ヲ盡シ其ノ行爲他ノ模範ト爲スニ足ル仍テ茲ニ陸軍勤勞顯功章令施行規則第八條第二項ノ規定ニ依リ表彰ス	年 月 日	年 月 日
表 彰 狀	陸軍大臣位階	團體名
右ハ自己ノ危難ヲ顧ミズ其ノ職責ヲ盡シ其ノ行爲他ノ模範ト爲スニ足ル仍テ茲ニ勤労顯功章ヲ授與シテ之ヲ表彰ス	年 月 日	年 月 日

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

米穀生産確保補給金交付規則の公布

米穀生産確保補給金交付規則は、昭和十八年七月二十三日付官報を以て左の如く公布せられた。

米穀生産確保補給金交付規則の公布

（昭和十八年七月二十三日）

第一條 農林大臣ハ米穀ノ生産ヲ確保スル爲本則ニ依リ補給金ヲ交付ス

第二條 補給金ハ毎年左ニ掲タル當該年產ノ米穀ニ付
米穀生産者ニ之ヲ交付ス

一 自作者ニ在リテハ管理米トシテ出荷シタルモノ
二 小作者ニ在リテハ管理米トシテ出荷シタルモノ
及小作料トシテ納付シタルモノ

第三條 補給金ノ額ハ玄米又ハ精米ニ付テハ一石當十
五圓五十錢トシテ付テハ十貫當二圓八十錢トス

第四條 米穀生産者補給金ノ交付ヲ受ケントスルトキ
ハ第二條ニ掲タル米穀ニ付食糧管理事務取扱員ノ確
認ヲ受クベシ

第五條 食糧管理事務取扱員前條ノ確認ヲ爲シタルト
キハ確認證明書ヲ作成シ之ニ當該米穀生産者ヲシテ
認證ヲ爲サシメ當該米穀生産者ガ販賣組合ノ組員員
タル場合ニ於テハ其ノ所屬スル販賣組合ニ、組員員
ニ非ザル場合ニ於テハ其ノ補給金ノ交付ヲ受クルコ
トヲ得ベキ米穀ヲ寄託シタル農業倉庫業者又ハ其ノ
所屬スル農事實行組合ノ加入スル販賣組合ニ提出ス
ベシ

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

米穀生産獎勵金交付規則ハ之ヲ廢止ス但シ昭和十七年
産米ニ付テハ本令施行後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

臺灣住宅營團令中改正の件公布

臺灣住宅營團令中改正の件は、昭和十八年八月十三
日付官報を以て左の如く公布せられた。

臺灣住宅營團令中改正ノ件

(昭和十八年七月二十一日)
(律令第十六號)

第六條 販賣組合又ハ農業倉庫業者ハ前條ノ規定ニ依
リ食糧管理事務取扱員ヨリ確認證明書ノ提出アリタ
ルトキハ補給金ノ交付ヲ受クルコトヲ得ベキ米穀ノ
數量ニ付補給金交付請求書ヲ作成シ之ニ食糧管理事
務取扱員ノ證明ヲ受ケ當該都道府縣ヲ區域トスル販
賣組合聯合會ニ之ヲ送付スベシ

第七條 販賣組合聯合會ハ前條ノ規定ニ依リ販賣組合

又ハ農業倉庫業者ニ送付シタル補給金交付請求書ニ
依リ當該都道府縣ニ於ケル補給金ノ交付ヲ受クルコ
トヲ得ベキ米穀ノ數量ニ付補給金交付請求書ヲ作成

シ之ニ食糧検査所長ノ證明ヲ受ケ全國購買販賣組合

聯合會ニ之ヲ送付スベシ

第八條 全國購買販賣組合聯合會ハ前條ノ規定ニ依リ
販賣組合聯合會ノ送付シタル補給金交付請求書ニ依
リ補給金ノ交付ヲ農林大臣ニ申請スベシ

第九條 補給金ノ交付ヲ受ケタル者補給金交付ノ申請
ニ關シ不正ノ行爲アリタルトキハ農林大臣ハ交付シ
タル補給金ノ全部又ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアル
ベシ

本表は月收百圓以下六十圓以上の労働者、給料生活
者の生活には昭和十二年七月を一〇〇として比較した
る生計費指數なり。

全國生計費指數

一月 二月 三月 四月 五月 六月

生計費指數 二五七 二九六 二〇三 二四〇 二五〇 二六三

内
禪

飲食料費	二五九	二四〇	二三二	二七一	二七三	二七〇
住居費	二七四	二八〇	二九〇	二九四	二九一	二九六
光熱費	二五〇	二五二	二五八	二五四	二五七	二五七
被服費	二九二	二九六	三四五	三六八	三七八	三八六
其ノ他ノ諸 費	二五〇	二五五	二五七	二五五	二五四	二五四
給料生活者	二五七	二五五	二五七	二五五	二五四	二五四

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

本邦最近の生計費指數

統計局調査に係る昭和十八年一月より六月迄の全國

本表は月收百圓以下六十圓以上の労働者、給料生活